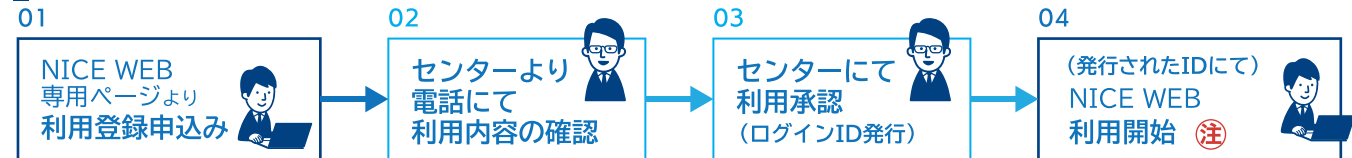


電子申請システム NICE WEB

登録と利用までの流れ



④ 支払い方法について 電子の本申請をご希望の場合、申請手数料の支払い方法を原則「月締め払い」でお願いしております。月締め払いを希望される方は、NICEの利用登録申込みと同時に「月締め払い」もお申込みください。
※申請料請求先の事業者が既にセンターと月締め払い契約済の場合は必要ありません。

NICE WEB専用ページ

「NICE はじめての方はこちら」では NICE 利用登録、月締め払い申込みのほか、NICE WEB 申請システムに関する説明を纏めております。登録前にご覧ください。

動画配信中

始めてみよう 電子申請 NICE WEB申請システム

NICE WEB を動画で紹介
まちセンでは、「NICE WEB 電子申請システム」に関する動画を公開しています。システムの紹介動画のほか、操作方法についての動画もありますので、利用を検討中の方も、既に利用中の方も是非ご覧ください。
「NICE はじめての方はこちら」ページに動画へのリンクがあります。

まちセンNEWSLETTER

まちセンに関する最新の話や法改正、申請時の注意点、設計・施工に関する技術的な情報などをお届けします。 2025年1月発行

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるために「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布され、改正法の一部（3年以内施行分）が令和7（2025）年4月1日に施行されます。

建築基準法

令和4（2022）年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」に基づき、**建築確認対象の見直し**や、**審査省略制度（いわゆる「四号特例」）が縮小**されます。また、原則として、全ての建築物に対して、**省エネ基準への適合が義務付け**られます。
今般の改正により、建築主・設計者の皆様が行う建築確認の申請手続き等も変更されます。
改正法のうち「施行日前後における規定の適用に関する留意事項」および「壁量基準等の経過措置の適用に関する留意事項」についてご案内いたします。



施行日前後における規定の適用に関する留意事項

建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直し等は、施行日（令和7年4月1日）以後に工事に着手するものについて適用されます。

- 確認申請から確認済証の交付まで一定の審査期間が必要となるため、施行日前に工事に着手する予定の場合は、**時間的余裕をもって建築確認申請を行ってください。**

都市計画区域等の区域外（確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い）

法施行日（令和7年4月1日）	確認申請（附則第3条）	構造関係規定等への適合確認
	着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

- 施行日以後に着工するものは建築確認・検査の対象となり、その際、構造関係規定等についても適合を確認する必要があります。

都市計画区域等の区域内（旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い）

法施行日（令和7年4月1日）	構造関係規定等への適合確認
	確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する

- 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等への適合の確認が必要となり、適合の確認ができない場合には、計画変更に係る確認済証や中間検査合格証、検査済証が交付されないため、**一定の余裕をもって対応してください。**

イ オ シ グ ル

オステリア イル カスターニョ
静岡市駿河区用宗の古民家レストラン
居心地◎ メニューの説明が丁寧です。予約する事をオススメします。

仕事の合間にちよっとブレイク。数独に挑戦！（★★★★☆ 目標15分）

4			3	6	1
			9	8	
	8	9			1
			7	9	6
7			6	4	3
	2	6	5		
3		5	2	9	
	6			5	8

※答えは、ホームページ「インフォメーション」に掲載します。

日々コーヒープレイクに癒されている私ですが、今日は少し雑談を。

皆さん、希少コーヒってご存じですか？有名どころで「コピ・ルアク」。ジャコウネコの糞からとれる豆が高価ですが国内で飲めるようです。同じ糞から採る「ブラックアイボリー」はなんと象の糞からで原産地はタイ。飲むには現地に行く必要があるとか。変わり種では「宇宙コーヒ」なるものまで。宇宙空間でコーヒ豆の焙煎をする計画らしいのですがその後どうなったのか・・・色々あって興味深いのですが、コーヒ業界も温暖化で生産量減の心配があるようで、癒しの維持のためにも省エネをと思うこの頃です。

壁量基準等の経過措置の適用に関する留意事項

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに工事に着手するものについて、**現行（改正前）の壁量基準等**によることができます。

確認申請書（第三面18.）と建築計画概要書（第二面20.）に経過措置の適用の有無の記載欄が追加されます。

- 経過措置を適用しない場合は「無」にチェック
- 令第43条（柱の小径）又は令第46条（壁量）のいずれかのみ経過措置の適用は不可

■ 様式変更（確認申請書の記載例）

第二号様式（第一号の三、第三号、第三号の三関係）（A4）
（第三面）
建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【16. 工事完了予定年月日】（略）

【17. 特定工区工事終了予定年月日】（特定工区）
 (第 回) 年 月 日 ()
 (第 回) 年 月 日 ()
 (第 回) 年 月 日 ()

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】
 【イ. 適用の有無】 ■有 □無
 【ロ. 適用があるときは、その区分】
 ■建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項 □その他

【19. その他必要な事項】・【20. 備考】（略）

確認申請書第三面
新様式

建築物省エネ法

法改正に伴う省エネ適判申請のお願い

R7.3/31以前に確認済証交付取得し、改正施行日以後（R7.4/1～）に着工する、**住宅（10㎡超）^{※1}、非住宅（10㎡超～300㎡未満）^{※1}**の建物は、**確実に余裕を持って省エネ適判の申請をお願いします。**

※1：新3号建築物（平屋かつ200㎡以下）、住宅の仕様基準適合及び設計性能評価等を活用した場合は、除く。（省エネ適判不要）



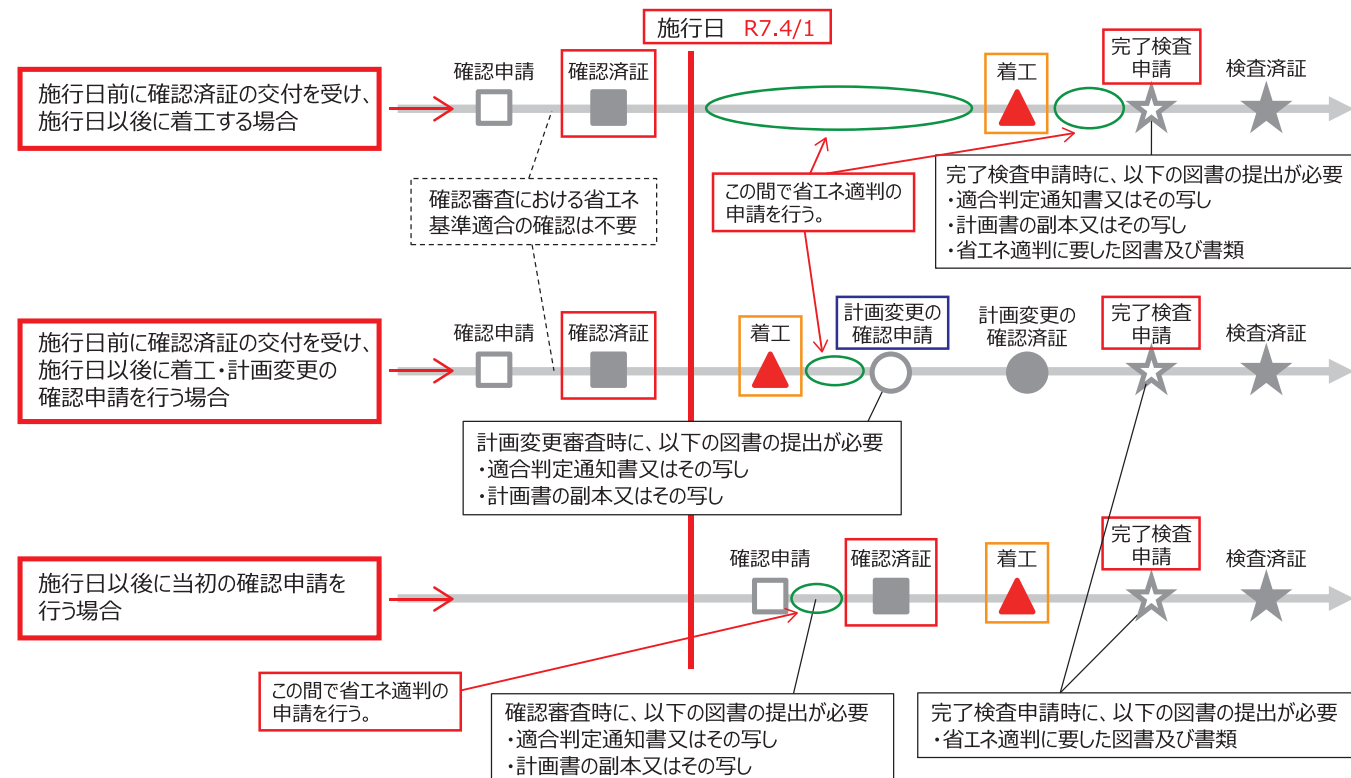
完了検査直前の申請は、竣工間際の多忙な時期にあたり、省エネ適判の書類作成や審査等に時間を要することになり、完了検査申請引受けが出来なく、結果的に検査済証の交付が遅延する可能性があります。

改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項



○施行日前に確認済証の交付を受け、施行日^{※2}以後に着工する場合は、完了検査申請時に適合判定通知書又はその写し、計画書の副本又はその写し及び添付図書等が提出されることとなる。

○施行日前に確認済証の交付を受け、施行日^{※2}以後に着工し、計画変更の確認申請を行う場合は、計画変更の確認審査時に適合判定通知書又はその写し、計画書の副本又はその写しが提出されることとなる。 ^{※2：R7.4/1}



鉄筋コンクリート造の構造熱橋部の線熱貫流率の評価方法について【住宅】

令和6年12月2日付で鉄筋コンクリート造の構造熱橋部の線熱貫流率の早見表が一部合理化され、同年12月31日をもって経過措置期間が終了し、新評価方法に切り替わりました。それに伴い、従前の早見表及び柱梁等の形状による早見表（旧評価方法）は廃止されましたのでお知らせします。詳細につきましては建築研究所の技術情報（現行版）をご確認ください。

新評価方法

- 現行の早見表を一部**合理化**（78通りの早見表）
 （T字型の熱橋部分を追加
 代表値の取り扱いを追加（断熱補強仕様が不明な場合））

表1 鉄筋コンクリート造等の構造熱橋部の線熱貫流率

境界の組合せ	構造熱橋部で取り合う面の組み合わせ	構造熱橋部の特徴	線熱貫流率 ψ_f (W/m K)		
			断熱補強仕様1	断熱補強仕様2	断熱補強なし
外気3室内1	+ (内断熱面と内断熱面)	構造熱橋部は生じない			
		壁式等	0.55	1.00	1.05
		壁式等以外	0.60	0.60	1.80
	+ (外断熱面と外断熱面)	壁式等	0.20	0.60	0.70
		壁式等以外	0.30	0.85	1.40
		構造熱橋部は生じない			
外気2室内2	+ (内断熱面と内断熱面)	構造熱橋部は生じない			
		壁式等	0.50	0.85	0.85
		壁式等以外	0.80	0.80	1.20
	+ (外断熱面と外断熱面)	壁式等	0.35	0.70	0.85
		壁式等以外	0.30	0.70	0.75
		構造熱橋部は生じない			

子育てグリーン住宅支援事業について

補助対象の要件を満たす住宅（令和6年11月22日以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り。）について支援事業が予定されています。国土交通省による事業概要抜粋を掲載いたします。申請の日程等につきましては国土交通省のホームページをご確認ください。

住宅^{※2,3}の新築（注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅）

対象世帯	対象住宅	補助額	
すべての世帯	GX志向型住宅 ^{※4}	160万円/戸	
子育て世帯等 ^{※1}	長期優良住宅 ^{※4,5,6,7}	建替前住宅等の除却を行う場合 ^{※8} 上記以外の場合	100万円/戸 80万円/戸
	ZEH水準住宅 ^{※4,6,7}	建替前住宅等の除却を行う場合 ^{※8} 上記以外の場合	60万円/戸 40万円/戸

GX志向型住宅の要件

○下記の①、②及び③にすべて適合するもの

- 断熱等性能等級「6以上」
- 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量の削減率「35%以上」
- 再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量の削減率「100%以上」^{※9,10,11}

※1：18歳未満の子を有する世帯（子育て世帯）又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯（若者夫婦世帯）」
 ※2：対象となる住戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。
 ※3：以下の住宅は、原則対象外とする。
 ①「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
 ②「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域）」に立地する住宅
 ③「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害リスクゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、市町村長の動告に従わなかった旨の公表に係る住宅
 ④「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域）における浸水想定高さ3m以上の区域（限る）」に該当する区域に立地する住宅
 ※4：GX志向型住宅は環境省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。
 ※5：長期にわたり良好な状態を使用するための措置が講じられている住宅で、地方公共団体にて認定を受けたもの。
 ※6：断熱等性能等級「5以上」かつ再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量の削減率「20%以上」に適合するもの。
 ※7：賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。
 ※8：住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主（その親族を含む）が所有する住宅を除却する場合。
 ※9：寒冷地等に限っては75%以上（Nearly ZEH）も可。
 ※10：都市部狭小地等の場合に限っては再生可能エネルギー未導入（ZEH Oriented）も可。
 ※11：共同住宅は、別途階数ごとに設定。

既存住宅^{※12}のリフォーム^{※13}

メニュー	補助要件	補助額 ^{※14}
Sタイプ	必須工事3種の全てを実施	上限：60万円/戸
Aタイプ	必須工事3種のうち、いずれか2種を実施	上限：40万円/戸

補助対象工事

必須工事^{※15} ①開口部の断熱改修、②躯体の断熱改修、③エコ住宅設備の設置
 付帯工事^{※16} 子育て対応改修、バリアフリー改修等

※12：賃貸住宅や、買取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。
 ※13：「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」（環境省）、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」（経済産業省）及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」（経済産業省）【以下「連携事業」という。】とのワンストップ対応を実施し、併せて実施することが可能。
 ※14：補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額を合算した額。
 ※15：①、②については、ZEH水準に相当する省エネ性能以上の改修工事に限る。
 ※16：補助対象となるのは「必須工事」を行う場合に限り。なお、この場合、連携事業のうち、環境省事業は必須工事①、経済産業省事業は必須工事③として扱う。

分譲住宅・賃貸住宅の新築に関する特別

【分譲住宅における事前登録の方法】

- 住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助要件に適合する住宅の戸数を登録することで、交付申請を行うことが可能。
- 登録は、①各事業者における1か月あたりの登録戸数の上限、②各住棟における対象住宅戸数に応じた登録戸数の上限（共同住宅の場合）の範囲内で行う。
- 登録戸数を超過する住宅購入者が決定した場合は、追加の交付申請を行うことも可能（共同住宅の場合）。

【賃貸住宅を対象とした追加ルール（長期優良住宅又はZEH水準住宅に限る）】

- 申請ができる戸数の上限は、※2及び※7に該当する戸数の50%とする。
- 新築時最初の入居募集（3か月間）は、対象を子育て世帯等に限定する。（当該期間中に入居者を確保できなかった場合は、子育て世帯等以外の世帯を入居させることも可能）
- 「子育て世帯等」向けに、補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を設定する。

国土交通省ホームページ「子育てグリーン住宅支援事業について」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house.tk4_000290.html

